

病児・病後児保育利用のめやす

南幌町

No.	病名・症状	利用のめやす
1	急性上気道炎	高い熱がなく急変の可能性が少ないこと
2	急性気管支炎・肺炎	高い熱や激しい咳が治まっていること
3	ぜん息・ぜん息性気管支炎	高い熱がなく急変の可能性が少ないこと
4	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まっていて急変の可能性が少ないこと
5	中耳炎・外耳炎	高い熱がなく急変の可能性が少ないこと
6	結膜炎（流角結を含む。）	医師において感染の恐れがないと認められること
7	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
8	突発性発しん	解熱していること
9	手足口病	高い熱がなく、普段の食事ができること
10	ヘルパンギーナ	高い熱がなく、普段の食事ができること
11	伝染性紅斑（りんご病）	発疹が出現したころにはすでに感染力は消失していること
12	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過していること
13	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過していること
14	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化していること
15	百日咳	特有な咳が消失している又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療を終了していること
16	風しん	発疹が消失していること
17	インフルエンザ（ 型）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過していること
18	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
19	アデノウイルス感染症	おもな症状（発熱、咽頭発赤、目の充血）が消失してから2日を経過していること
20	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失していること
21	マイコプラズマ感染症	高い熱や激しい咳が治まっていること

※「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）における登園のめやす及び協力医療機関の医師意見を参考に「利用のめやす」としてしています。

※利用のめやすは上記によりますが、医師の意見を尊重します。